

**「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する
意見募集の結果について**

公益財団法人 大学基準協会
短期大学基準委員会
委員長 雨宮照雄

本協会の「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対して、正会員短期大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに 「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	平成 29 年 7 月 26 日（木）～同年 9 月 29 日（金）
3	意 見 提 出 者 数	5 短期大学
4	内容別にみた意見件数	15 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	全般的事項		
1	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>趣旨 1 短期大学のあり方について（4頁）</p> <p>4 教育課程・学習成果について（6頁）</p> <p>5 学生の受け入れについて（7頁）</p> <p>9 社会連携・社会貢献について（10頁）</p> <p><意見> 「グローバル化」と「国際的」という両方の文言が使用されているが、言葉の使い分けが明確になされているのか。</p>	修正なし。	<p>国・地域の枠を超えて、人や物、情報等が行き来し、つながりを深める現象を特に指す場合は、「グローバル（化）」の語を用いていますが、単純な空間的・質的概念として、わが国に限られない広がりの意味する場合は、「国際」の語を用いています。</p>
2	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>全体</p> <p><意見> 大学教育における最重要キーワードの一つと言ってよい「学習」と「学修」の使い分けです。大学教育の現場では、この2つの用語をめぐって混乱もあるように思いますので、解説等において説明を加えたほうがよいと思います。</p>	修正なし。	<p>本改定案においては、教育課程での学びを意味する場合についても、また学生生活一般での様々な経験を通して知識、技能、態度などを獲得・習得することを意味する場合についても「学習」という語で表現することとしています。</p> <p>本協会が考える「学習」と「学修」の語義については、その他の</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			用語とともに「本協会の諸基準で使用する用語の解説」としてまとめ、ウェブサイトで公開しています。
	基準1		
3	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説」、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>1 理念・目的（2頁）</p> <p><意見> 「短期大学は、・・・それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。」とあるが、中・長期というのがどの程度の期間であるかが不明であり、解釈をする者により考え方が変わってしまうのではないか。この場合、統一基準での評価がなされない恐れがあると推察されるため、おおよそどのくらいの期間を指すのかを明確にするべきである。</p>	修正なし。	<p>一般に、「中期」は5年程度の期間を、また「長期」は10年程度の期間を意味する例が多く、これを目安とすることが考えられます。ただし、ここで重要なのは、将来を見据えて計画等を立て、それを実行していくことであり、「中・長期」をどの程度の長さで設定するかは、各短期大学の判断によります。そのため、期間の目安等を基準本文又はその解説で示すことは適当でないと考えます。</p>
	基準2		
4	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説」、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>2 内部質保証（2頁）</p> <p><意見></p>	修正なし。	<p>基準の解説にもある通り、「内部質保証システムを十全に機能」させるためには、まず内部質保証の推進に責任を負う組織（全学内部</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>内部質保証の重要性については異存ないが、どこまで行うべきなのか、ある程度具体的なガイドラインがほしい。特に短期大学は規模が小さいところも多く、スタッフも限られている。日常の業務をこなしながら、「内部質保証システムを十全に機能」しているとす る基準を明確にしてほしい。</p>		<p>質保証推進組織）を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示することが必要です。その上で、各学科等が教育活動に取り組むとともに定期的な検証を通じて改善や向上を図っていきますが、その一連のプロセスにおいて、全学内部質保証推進組織が学内の取り組みを把握し必要に応じて支援していくことが重要です。</p> <p>なお、内部質保証の取り組み、特に全学内部質保証推進組織の形態は、各短期大学の規模、特性に沿って具体化されるべきと考えます。例えば、全学内部質保証推進組織については、必ずしもその名称を持った組織を要するものではなく、既存の委員会等がその役割を担うことは、十分に考えられます。また、内部質保証に特化したスタッフの配置などを特に想定するものではありません。</p>
5	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 2 内部質保証について（5頁） <意見> 内容的に自立した全学的な内部質保証組織を作ることを必須としているが、短期大学は小規模のものが多いことから負担が大きく、現実的でないと考える。</p>	同上	
6	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 2 内部質保証について（5頁） <意見> 全体としては、短期大学の自律性を基礎においた上で、現在まで文部科学省が主導してきた教育改革の方向性（3つのポリシーに基づくPDCAサイクル、キャリア教育、SD研修等）に合致したものと考えられるので、妥当な内容と思われま す。 ただ、内部質保証については、記載内容はもったもですが、現実</p>	同上	

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>問題として小規模な短期大学が多く、教育・運営等を主体的に担う人材と検証する人材を別個に確保することや、システムそのものを検証する人材を確保するのは難しく、記載されているような趣旨で運用していくことが可能かどうか、当該短期大学の負担だけ増えるのではないかと危惧されます。もう少し、現実に即した形でできないか、検討していただけないでしょうか。</p>		
	<p>基準 3</p>		
<p>7</p>	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 3 教育研究組織について（6頁） <意見> この節の2行目から教育研究組織の内容について記されているが、4行目「特に短期大学を取り巻く地域の環境等に適切に配慮したものでなければならない」と教育研究組織の編成において地域への配慮が必須されている点は、10頁社会連携、社会貢献についての8行目「とりわけ地域との連携をその理念、目的に掲げる短期大学においては云々」といささかズレがあると考えます。教育研究組織ですべての短期大学が地域への配慮が必須であるかの表現は適切でないと考える。</p>	<p>「学問の動向や社会的要請、特に短期大学を取り巻く地域の環境等に…」 とあるものを、 「学問の動向や社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に…」 と修正します。</p>	<p>連携・貢献の対象となる「社会」は、それぞれの短期大学の理念・目的に応じさまざまであると考えられます。そのため、基準9の解説においては、「とりわけ地域との連携をその理念・目的に掲げる短期大学においては…」としています。 一方で短期大学は、高い自県内進学・就職率、4年制大学に比べ高い社会人学生比率など、地域社会の人材需要、短期高等教育ニーズと密接な関係にあることが、一般に指摘できます。したがって、多くの短期大学で地域の環境等に配慮した組織編成が重要になると</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			考えられますが、ご指摘のように全ての短期大学に妥当するとまでは言えないため、解説の文を修正し、一例であることが明らかとなるようにします。
	基準4		
8	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 4 教育課程・学習成果（2頁）</p> <p><意見> 体系的に教育課程を組むことの必要性は認めるが、短期大学の場合、2年間という短期間で完結させることが求められている。従って、ある程度の柔軟な対応をしなければならないと考えるが、その判断は各短大に任せられるとの理解でよいか。</p>	修正なし。	教育課程が体系的であり、修得させるべき学習成果に対してふさわしいものであることは、いずれの短期大学にも求められることです。しかし、その具体的な実現のあり方は、各短期大学の判断によって異なって良いと考えられます。
9	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 4 教育課程・学習成果について（6、7頁）</p> <p><意見> 現行の基準4では、（1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、（2）教育課程・教育内容、（3）教育方法、（4）成果という4つの下位カテゴリーが設定されていますが、今回の改</p>	修正なし。	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明確にし教育の基本を定めること、それに沿った教育内容や方法の導入と実施、そしてその成果の把握・評価という一連の要素は、本改定案でも引き続き重視されています。ただし、今回の改定では、この諸要素の連関

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>定により、これらのカテゴリーは廃止されるのでしょうか。</p> <p>私どもの意見は、「これらの下位カテゴリーは存続させたほうがよい」というものです。その理由は、3つあります。</p> <p>一つ目は、教育学的見地からです。教育課程は、「目標」「方法」「内容」「成果（評価）」の4つの柱から成るものであり、現行のほうがカリキュラム理論に沿ってきちんと整理されています。</p> <p>二つ目は、基準名を<教育課程・学習成果>で括ると、「教育方法」の位置づけが軽くなるように思われます。ご存知のように今日の大学教育では、アクティブラーニングのような教育方法上の工夫改善が求められていますので、下位カテゴリーとして、「教育方法」を残したほうが、大学教育の動向に沿っていると思います。</p> <p>三つ目は、実務的なことですが、認証評価の際に、点検・評価報告書を作成する際、4つのカテゴリーに整理されていたほうが、申請大学も書きやすく、また、評価する側も読みやすいと思います。</p>		<p>性を重視することを理由として基準4内の下位区分を廃しました。</p>
10	<p><項目></p> <p>『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>4 教育課程・学習成果について（7頁）</p> <p><意見></p> <p>「学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある」とあるが、基準を統一するために具体例を示す必要があるのではないか。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>「短期大学基準」中では具体的な方法を挙げず、各短期大学によるものとしていますが、「点検・評価項目」の参考資料である「評価の視点」例の中では、「学習成果の測定方法例」として、いくつかの方法を例示しています。</p> <p>このほか、ご意見を踏まえ今後本基準や短期大学認証評価の説明</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>会等の機会において例を提示するなど、丁寧な説明を心がけていきたいと考えます。</p>
	<p>基準 5</p>		
<p>11</p>	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 5 学生の受け入れ（2頁） <意見> アドミッション・ポリシーを明らかにした上で、その方針に沿った入学試験が求められているわけだが、入学定員を満たせない短期大学がある中では、方針の徹底と入学定員の充足は相反することを求めることになるかと思う。方針に沿った入学者確保を優先するならば、定員を削減せよということか。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>実現しようとする教育に沿って学生を受け入れることが原則です。そのため、本改定案では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、入学試験等を実施することを求めています。もっともそれは、定員削減を必須ならしめるような学生像の追求を求めるものではありません。各短期大学において適切な学生の受け入れ方針が定められ、入学者が受け入れられることを望みます。</p>
<p>12</p>	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」 5 学生の受け入れについて（7頁） <意見> 2－3行目 入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ここでいう「判定」は、入学者を選抜する短期大学側が行うものを指しています。学生の受け入れ方針等に関して国が示したガイドライン（欄外注）にもあるように、入学者選抜においては「学力の3要</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>受け入れ方針とあるが、具体的にはどのようなものとなるのか？ 教科の成績といったことなら受験生の自己判定も容易であろうが、 適性といったものとなると明確な判定方法を示すことは困難であ ろう。</p>		<p>素」を念頭に置くことが重要です。 各短期大学において、知識・技能 や、思考力等の能力だけでなく、 態度や志向性についても適切に考 慮できるような判定を行っていく ことが、改定案の求める内容です。</p>
	基準 6		
13	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価 の視点（参考資料）」 6 教員・教員組織について（8頁） <意見> 「教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比な ど教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮しながら、組織ご とに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある」 とあるが、「教員の年齢構成に配慮すると」限定するのではなく、 現行の「特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に 留意する」の方が適切ではないか。</p>	<p>「その際、教員の年齢構成に配慮 するとともに、」 とあるものを、 「その際、<u>特定の範囲の年齢に偏 ることのないよう教員の年齢構成 に配慮するとともに、</u> と修正します。</p>	<p>改定案の内容は、趣旨として現 行の基準と異なるものではありません。ただし、表現の明確性を高 めるために、修正します。</p>
14	<p><項目> 『短期大学基準』及びその解説』、「点検・評価項目」及び「評価 の視点（参考資料）」 6 教員・教員組織について（8頁） <意見></p>	修正なし。	<p>「地位の保障」という表現は、 身分、待遇、教育研究における自 由等の保障が適切になされるべき ことを意味したものです。待遇に おいて教育研究実績をどの程度考</p>

「短期大学基準」及びその解説（改定案）並びに
「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「短期大学は、教員の募集、採用、昇任等を明文化された基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある」とあるが、「地位の保障」のためにはそれに見合う実績が必要と考えるが如何か。		慮すべきかは、各短期大学の判断によります。
	基準 8		
15	<p><項目></p> <p>『短期大学基準』及びその解説」、「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」</p> <p>8 教育研究等環境（3頁）</p> <p><意見></p> <p>表現の問題（3頁 3行目）「8 教育研究等環境」の言葉が馴染めない。教育研究等に関する環境といった表現が考えられるが原文には教育研究等の整備に関する方針云々とあり関するが続いてしまうので他の表現を検討されたい。</p>	修正なし。	必ずしも一般に定着した言葉ではないかもしれませんが、複数の大学等で使用例が見られます。語義がすぐに理解されないなどの場合は、説明を徹底することで対応したいと考えます。

【欄外注】

「ガイドライン」… 中央教育審議会大学分科会大学教育部会、平成 28 年、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」

以上